

平成一一一年度税制改正と企業の対応

●前編—ベンチャー企業・中小企業支援

・相続税

・年金税制

(株)タクトコンサルティング
情報企画室室長・税理士

平野和俊



はじめに

昨年一二月一六日、平成一二年度自民党税制改正大綱が発表された。正式な法案成立は今年三月末の国会審議を待つことになるが、例年税制改正大綱から変更があったことはなく、事実上これで確定したといつてよい。

内容的には、昨年の大盤振舞いと異なり、今年は小粒な政策減税や控除の一部見直しなどを寄せ集めた内

容となった。特に最高税率引下げをはじめとする大幅な軽減策が期待された相続税については、全くの期待はずれに終わった。

とはいえ、新聞紙上では注目されなかつた重要な内容もいくつかあり、特に中小企業支援の意気込みが感じられる改正内容になっている。

ベンチャー企業・中小企業支援

一番の目玉が「エンジェル税制対象株式の譲渡税軽減」である。いま

までも、三年を超えて保有している未上場株式をその企業の上場後一年以内に売却した場合に譲渡益を二分の一に圧縮して課税する特例はあつ

たが、今回の改正でエンジェル税制対象株式に限ってはこの二分の一が四分の一とされることになった。現行のエンジェル税制は、特定の未上場株式の譲渡損失が生じた場合に三年間の繰越控除ができる制度であるから、今回の改正により、上場前に譲渡損失が発生した場合には繰越控除を適用し、上場後に譲渡益が

発生した場合には今回の四分の一とする特例を適用することになる。

なお、これらのエンジェル税制の対象となる企業が同時に拡充され、設立一〇年以内の中小・ベンチャー企業のうち一定の要件を満たすものが対象とされた。

地味ながら影響が大きいのが「中小企業の留保金課税不適用」である。留保金課税制度とは、「同族会社が利益のうち配当や役員賞与などで社外流出させた以外の社内留保した金額に対して、通常の法人税とは別に追

項目	改正前	改正後	
エンジェル税制対象株式の譲渡税軽減	3年を超えて保有しているエンジェル税制対象株式をその企業の上場1年以内に売却した場合の課税対象となる割合 2分の1	同左 4分の1 (5年間の時限措置)	個人
中小企業の留保金課税 不適用	—	設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社および新事業創出促進法の認定事業者については、同族会社の留保金課税を適用しない (2年間の時限措置)	法人
青色申告 特別控除	45万円	{ 55万円 (正規の簿記の原則により記録) 45万円 (簡易な簿記の方法により記録)	個人

加的に課税するもので、中小企業の自己資本充実の妨げとなっていた。今回の改正で一定の中小企業・ベンチャー企業については二年間の時限措置ながら適用を停止するとされ、注目すべきは中小企業の定義拡

大により、創業一〇年以内のほとんどの中小企業が対象となったことが挙げられる。益出し要因(土地譲渡、保険解約、レバレッジドリース解約)があれば、この二年間は絶好のチャンスである。

相続税

最高税率引下げなどのドラスティックな改正はなかったが、非上場株式の評価方法で興味深い改正がある。

類似業種比準価額の算定にあたり、均等に扱われてきた配当・利益・純資産のうち利益の占める割合が六〇%とほぼ倍増した。つまり、利益の出していない会社の株価評価は下がるが、利益水準の高い会社の株式評価は上がることになる。儲けている会社のオーナーから相続税を多く取るという意図であろうか。

また、一律〇・七とされてきた斟酌率が小会社で〇・五、中会社で〇・六となった。これは中小企業にとってはストレイトに減税となる。延納の利子税率も引き下げられ、平成一一年度税制改正による特例引下げと相まって、不動産割合が七五

%以上の場合の利子税率は二・二%とかなり引き下げられることになった。今後は、借入れより延納のほうが有利ということも十分考えられる。相続人や受贈者が日本に住んでいない場合、原則として外国にある財産を受け取っても相続税・贈与税はかからない。このため、一部資産家がわざわざ子供を海外移住させ、課税回避を図るケースが増えていた。

今後は、こうした場合でも一定の相続人・受贈者が受け取った国外財産は課税対象とするとされたが、「一定の」内容までは明記されておらず、今後の法案発表を待つことになる。

年金税制

税制改正の大きな焦点の一つだった確定拠出型年金への税制優遇措置は、大蔵省などの「年金というより貯蓄に近い」という批判に配慮し、個人拠出分の非課税枠は厚生省などの要求案より圧縮された。ほかの私的年金に比べて極端な優遇措置を盛り込むことにはならなかったことで、急速な普及は難しそうだ。

項目	改正前	改正後	
取引相場のない株式の評価方法	<p>1. 類似業種比準方式の計算式 $\text{類似業種株価} \times (\text{配当比準値} + \text{利益比準値} + \text{純資産比準値}) \div 3 \times 0.7 \text{ (一律)}$</p> <p>2. 小会社の従業員数基準 10人</p> <p>3. 2要素以上ゼロの会社の株式評価 純資産価額方式のみ(類似業種比準方式の併用を認めない)</p>	<p>1. 同左 $\text{類似業種株価} \times (\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産比準値}) \div 5 \times \text{斟酌率}$ ※利益比準値がゼロの場合には分母の5を3とする ※斟酌率=0.5(小会社) =0.6(中会社) =0.7(大会社)</p> <p>2. 同左 5人</p> <p>3. 同左 類似業種比準方式の併用を認める(類似×0.25=純資産×0.75) ※3要素がゼロの場合は純資産価額方式による</p>	個人
税負担回避行為の防止		<p>日本国内に住所を有していない相続人または受贈者のうち一定の者が取得した国外財産を相続税または贈与税の課税の対象に加えることとする。</p>	
延納の利子税率	<p>1. 不動産割合が50%以上の場合</p> <p>①不動産に対応する税額 5.4%(3.3%)</p> <p>②不動産割合が75%以上の場合の不動産に対応する税額 4.2%(2.5%)</p> <p>③緑地保全に対応する税額 4.8%(2.9%)</p> <p>④計画伐採立木割合が30%以上の場合の立木に対応する税額 3.6%(2.2%)</p> <p>⑤不動産以外に対応する税額 6.0%(3.6%)</p> <p>2. 不動産割合が50%未満の場合</p> <p>①立木割合が30%超の場合の立木に対応する税額 5.4%(3.3%)</p> <p>②緑地保全地区に対応する税額 4.8%(2.9%)</p> <p>③計画伐採立木割合が30%以上の場合の立木に対応する税額 3.6%(2.2%)</p> <p>④不動産以外に対応する税額 6.6%(4.0%)</p> <p>※()書きは11年度税制改正によるH12.1.1以後の特例利子税率(公定歩合0.5%の場合)</p>	<p>1. 同左</p> <p>①同左 3.6%(2.2%)</p> <p>②同左 3.6%(2.2%)</p> <p>③同左 4.2%(2.5%)</p> <p>④同左 3.0%(1.8%)</p> <p>⑤同左 5.4%(3.3%)</p> <p>2. 同左</p> <p>①同左 4.8%(2.9%)</p> <p>②同左 4.2%(2.5%)</p> <p>③同左 3.0%(1.8%)</p> <p>④同左 6.0%(3.6%)</p> <p>※同左(なお、改正による利子税率は平成12年4月1日以後の期間に対応する利子税から適用予定)</p>	個人

〈制度創設に係る主な税制措置〉

	掛け金の拠出	掛け金の非課税枠	運用益	給付時
自営業者など	本人のみ	所得控除 年81.6万円	課税凍結(注)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金で受け取る場合は公的年金控除を適用 ・一時金で受け取る場合は退職所得控除を適用
企業年金のない 企業の従業員	従業員のみ	所得控除 年18.0万円		
	企業のみ	損金算入 年43.2万円		
企業年金のある 企業の従業員	企業のみ	損金算入 年21.6万円		

(注)・運用時は特別法人税の対象となるが、平成12年度まで特別法人税は凍結中(当面は非課税)。平成13年度以降の取扱いは、平成12年末に議論。

・既存の企業年金等からの移行は非課税措置。

限定出版

「苦情」を「信頼」
に変え「ファン」をつくる

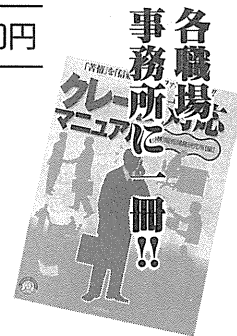
クレーム対応マニュアル

株販売開発研究所編 A4判256ページ 定価7,000円(税・送料別)

会員特別価格6,000円(税・送料別) ※送料1部450円

**クレームをお客さまからの貴重な情報源ととらえ、
ビジネスチャンスに結びつけるクレーム対応の決定版!!**

Iクレームを正しく認識する IIクレーム対応の基本原則を徹底実行する
IIIクレーム対応マニュアルを整備する IV全社員のクレーム対応力を強化する
方法 Vクレーム対応事例



ご購入のお申込み・お問合せは清話会出版部まで TEL:03-3262-0181 FAX:03-3264-4677

このページを拡大コピーして、下記のお申込み欄にご記入のうえ、FAXで送信していただいてもかまいません。

ご購入部数	部	ご社名	
		ご担当者名	部 様
ご住所 〒		TEL	()
		FAX	()